

出来事（2012年10月）

1. 消費者庁・食品表示一元化

8月3日 消費者庁の第12回食品表示一元化検討会（最終回）

8月9日 消費者庁の食品表示一元化検討会の報告書・公表

8月28日 食品表示問題緊急学集会（衆議院第1議員会館）

主催：食品表示市民ネットワーク

共催：国農業共同組合中央会（全中）及び全国農業共同組合連合会（全農）

9月7日 民主党の消費者問題PT（座長：岡崎トミ子 参議院議員）

○食品表示の範囲について、原料原産地表示と栄養成分表示の拡大を求める。

○食品表示を日本再生戦略の観点から考える。

9月25日 緊急合同記者会見『『欠陥表示を許すな！ 食品表示一元化にモノ申す』

10月24日 新食品表示法（仮称）に関する消費者団体とのワークショップ
消費者庁は、「新食品表示のポイント（イメージ）」を公表。

11月1日～30日 新食品表示制度についての意見募集

11月22日 新食品表示制度についての意見交換会（三田共用会議所 講堂）

*新食品表示法の目的：食品表示に関係する3法を一元化し、消費者の適切な商品選択の機会の確保など、より一般的・包括的な目的をもつ食品表示法（仮称）を新たに定めることによって、現行の制度的な課題を解決し、食品表示制度の充実・強化を実現。

*概要（骨子、未公表）

*新食品表示法（案）を来年3月までに策定し、法令審査、閣議決定後に国会へ。

*閣議決定（未定）

*衆・参の消費者問題特別委員会で審議され、本会議で可決成立すれば、施行。

2. 食品添加物の新規指定（「指定待ち」の状態が続いています）

香料5品（トリメチルアミン、2-エチル-6-メチルピラジン、*trans*-2-メチル-2-ブテナール、（3-アミノ-3-カルボキシプロピル）ジメチルスルホニウム塩化物、*trans*-2-ペンテナール）とサッカリンカルシウム、リン酸一水素マグネシウム、ピリメタニル（ポストハーベスト）、イソプロパノール、亜塩素酸水及びアゾキシストロビン（ポストハーベスト）を指定するための審議と手続きが進行しています。速やかに指定する旨の「規制・制度改革に係る方針」が、平成24年7月10日に閣議決定されましたが、新たな告示は行なわれていません（止まっています）。

3. コチニール色素のアレルギー問題でアンケート

5月11日、消費者庁消費者安全課の「コチニール色素に関する注意喚起」がなされま

したので、NPO食品安全グローバルネットワークは、コチニール色素にたいする一般消費者の意識調査を、WEBを用いて7月に実施しました。8月には、食品企業（約800社）を対象に葉書によるアンケートを実施しました。これらの結果は、10月19日の第10回セミナーで公表しました。

4. 遺伝子組換え食品添加物

- 安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え食品及び添加物リスト
(16品目、2012年9月25日現在)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list.pdf>

- 安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト
(50品目、2012年9月24日現在)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list3.pdf>

- 安全性審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物リスト
(2品目*、2012年10月1日現在)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list2.pdf>

*キシラナーゼ、アスパラギナーゼ

5. 食品の放射能問題

- 1) 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限 (2012年10月31日 現在)

従来の福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、群馬県、宮城県、岩手県、青森、山形県、長野県に、10月26日、山梨県のキノコ類（野生）が加えられました。尚、東京都のアシタバ、埼玉県のコノコ類（野生）については出荷制限が解除されています。<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002mzs3.html>

- 2) 検査結果

かなりの頻度での基準値超過が厚生労働省のホームページで報告されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002neoj-att/2r9852000002netc.pdf>

- 3) 10月1日から、米及び牛肉についても新基準値（100Bq/kg）が適用されました。

6. 漬物の衛生規範の改正

2012年8月に札幌市等で発生した浅漬による腸管出血性大腸菌O157の食中毒事件を踏まえ、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒・食品規格合同部会の審議を経て、「漬物の衛生規範」が改正され、監視安全課長から通知（食安監発1012第1号）されました。また、加熱せずに喫食するカット野菜及びカット果物を加工する施設についても、大量調理施設であるか否かに関わらず、大量調理施設衛生管理マニュアルを踏まえて指導を実施するよう都道府県に求めました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002lt6o-att/2r9852000002ltab.pdf>

7. 藤原アイスクリーム

9月28日 消費者庁は、有限会社藤原アイスクリーム工場が販売する天然はちみつの原産国の表示について、景品表示法に違反する行為（同法第4条第1項第3号の規定に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」に該当）が認められたとして、同社に対し景品表示法第6条の規定に基づく措置命令を出しました。

商品の「原産国」とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国であり、同社が対象商品について行った濾過、低温乾燥加工、混合及び充填は、対象商品の内容について実質的な変更をもたらす行為とは認められないとされました。同社の商品の表示は、対象商品の内容物のうち中国又はハンガリーで採蜜された天然はちみつが、それぞれの国で採蜜されたものであることを一般消費者が判断することは困難であるとされました。

8. EUの新たな香料リスト

10月1日、EUが発表した食品への使用が認められる香料リストに、2,543品目の香料が掲載され、10月22日に発効します。次のウェブサイトをチェック可能です。

https://webgate.ec.europa.eu/sanco_foods/main/?event=substances.search&substances.sort.by=substanceName&substances.sort.order=DESC&substances.pagination=1

日本の香料（天然香料を除く）は、「個別品目指定」と「類指定（18類の該当品目は課長通知）」の2通りです。本年7月頃に「類指定」は3年振りに更新されました。

9. コメのヒ素に関するFDAの発表

米国FDAは、コメ及びコメ製品のヒ素濃度についての大規模収集を行っており、その一部である約200の検体のデータを予備的に公表しました。さらに1,000検体の収集・解析を完了する予定とのことです。

<http://www.fda.gov/Food/FoodSafety/FoodContaminantsAdulteration/Metals/ucm319870.htm>

この報告書のヒ素濃度のレベルは、これまでのわが国の調査と大差ないと思われます。例えば、「平成20年度 食品中に含まれるヒ素の食品影響評価に関する評価」（財団法人国際医学情報センター）があります。

10. 輸入食品中のクロラムフェニコール（合成抗菌剤、抗生物質）

ガルフ食品株式会社がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：シーフードミックス」、伊藤忠商事株式会社がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：えび類」の命令検査でクロラムフェニコールが、0.0006ppmあるいは0.0008ppm検出されたことによる成分規格不適合により、廃棄、

積戻し等が指示されました。

11. 輸入食品中のエトキシキン（酸化防止剤、殺菌剤）

富士通商株式会社、横浜冷凍株式会社がインドから輸入した「冷凍養殖えび」、ケーアイ商事株式会社がベトナムから輸入した「冷凍無頭養殖えび」の命令検査で一律基準を超えたエトキシキンの残留が認められ、成分規格不適合により、廃棄、積戻し等が指示されました。

これは、先月と同様の事態です。

12. 輸入食品中のパテントブルーV（指定外添加物、着色料）

株式会社エヌツーがフランスから輸入した「その他の洋菓子」、日本マイセラ株式会社がイタリアから輸入した「ナチュラルチーズ」、有限会社メルカートがフランスから輸入した「チョコレート類」から指定外添加物であるパテントブルーVが検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。

13. 輸入食品中のシアン化合物

株式会社アナナスジャパンがドイツから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：パン類」から 11mg/kg、株式会社東栄商行が中国から輸入した「その他の種実類の調整品」から 78mg/kg 及び 190mg/kg、株式会社イマイがブラジルから輸入した「容器包装詰加圧加熱殺菌食品：キャッサバ他」から 30mg/kg、曾文商事株式会社がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前加熱）：キャッサバ」から 64mg/kg のシアン化合物が検出されたとして、廃棄、積戻し等が指示されました。

（作成：2012年11月1日）